

みらいの県土研究会 地域部会

1 目的

各地域の実情に応じた最適な建設発生土処理の実現を目指す

2 実現に向けて

(1) 関係者間での連携

- ・ 関係者間の業務内容・取組内容の共有
- ・ データに基づく共通認識の構築
- ・ 建設発生土処理の方向性について、関係者間で共有し、連携

(2) 共通認識に基づく最適な処理の実現

- ・ 公共工事での活用
- ・ 民間工事での活用
- ・ 適正に処分できる体制の確立

3 その他

- ・ 検討結果については、全体会にて報告し、共有（公開）

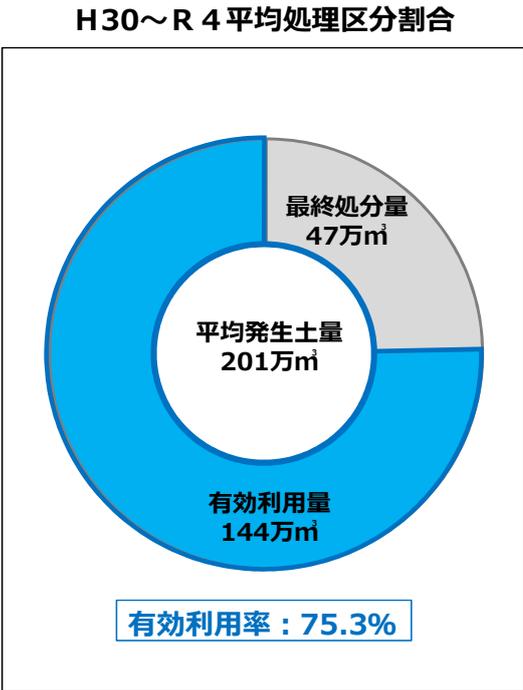
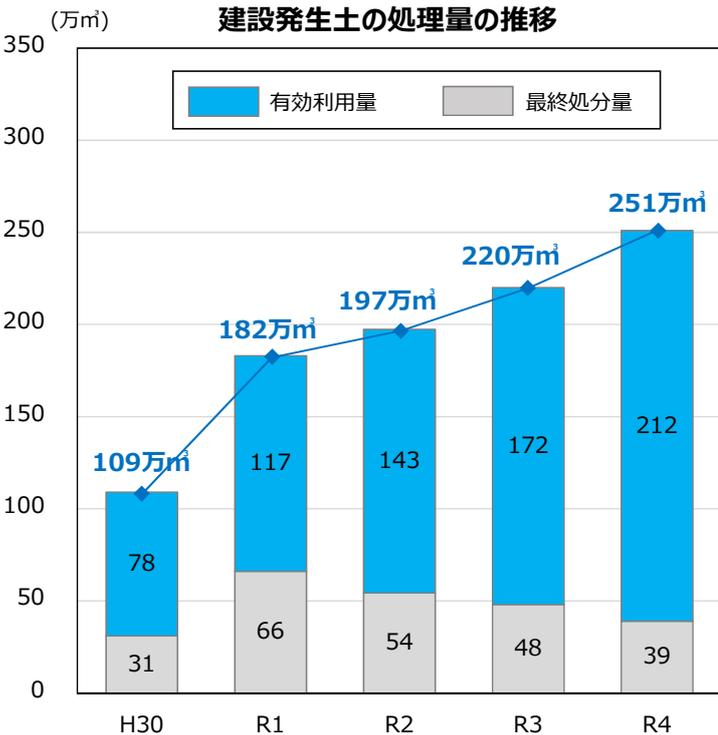
静岡県における建設発生土リサイクルへの取組

令和 6 年12月

静岡県交通基盤部建設経済局技術調査課

建設発生土の処理状況

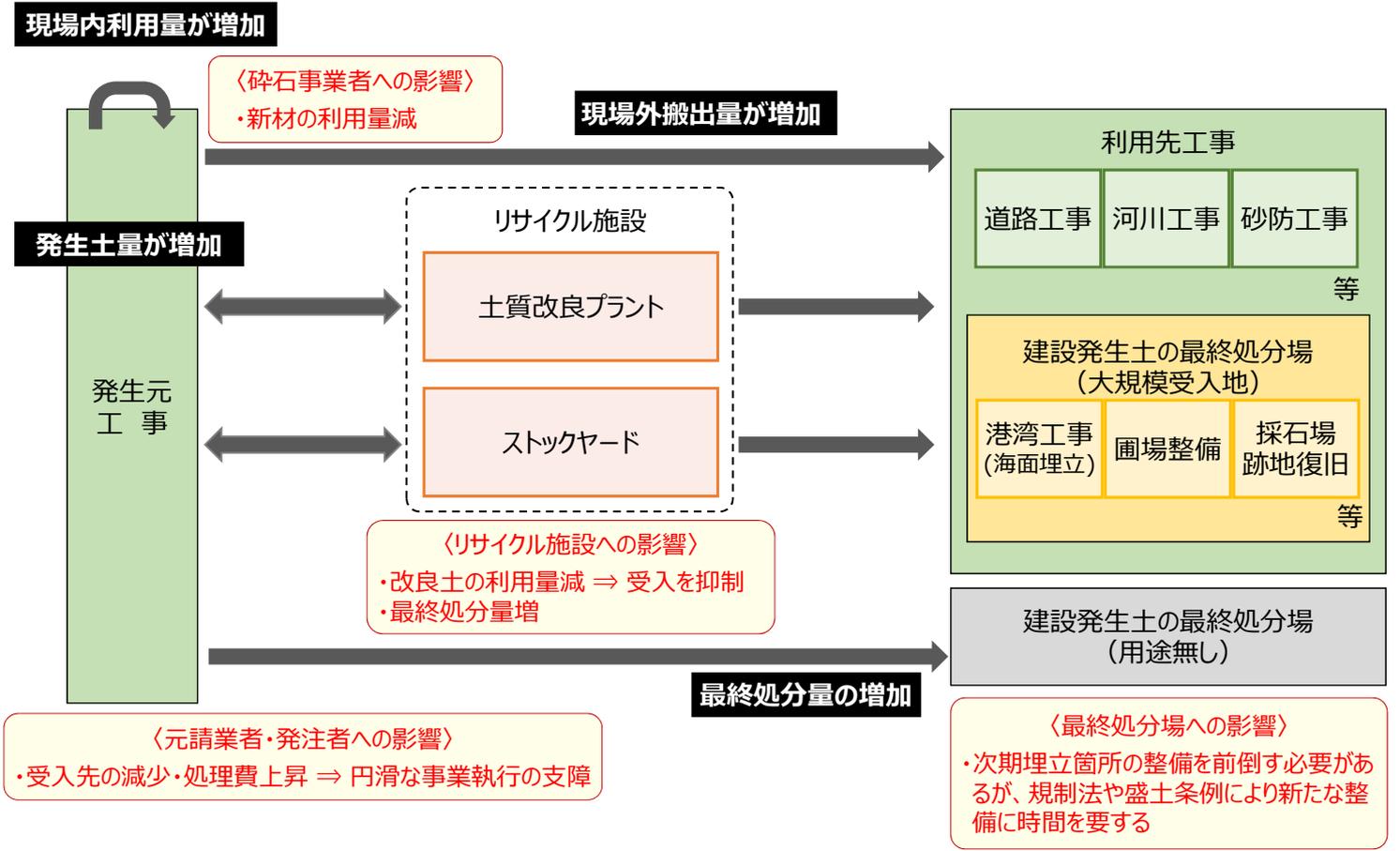
- 国土強靱化の取組による河道掘削工事等の実施に伴い、静岡県発注工事からの建設発生土量は5年で2.5倍に増加、有効利用率は75%となっている。



建設発生土の適正処理に向けて

今、何がおきているのか

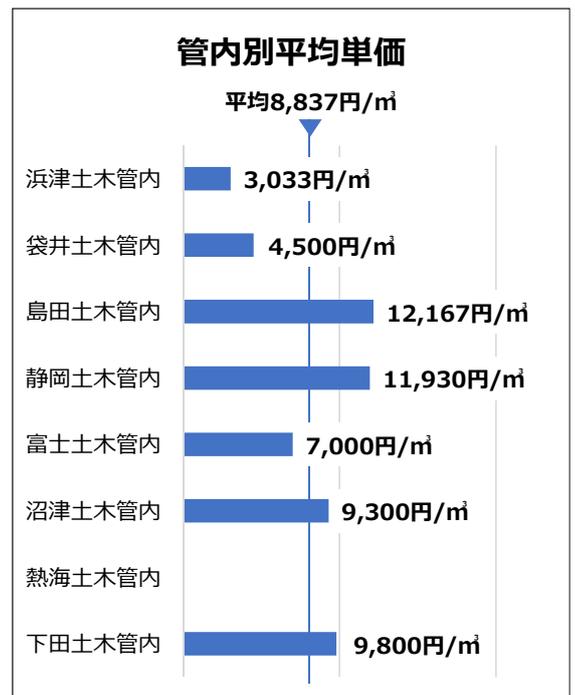
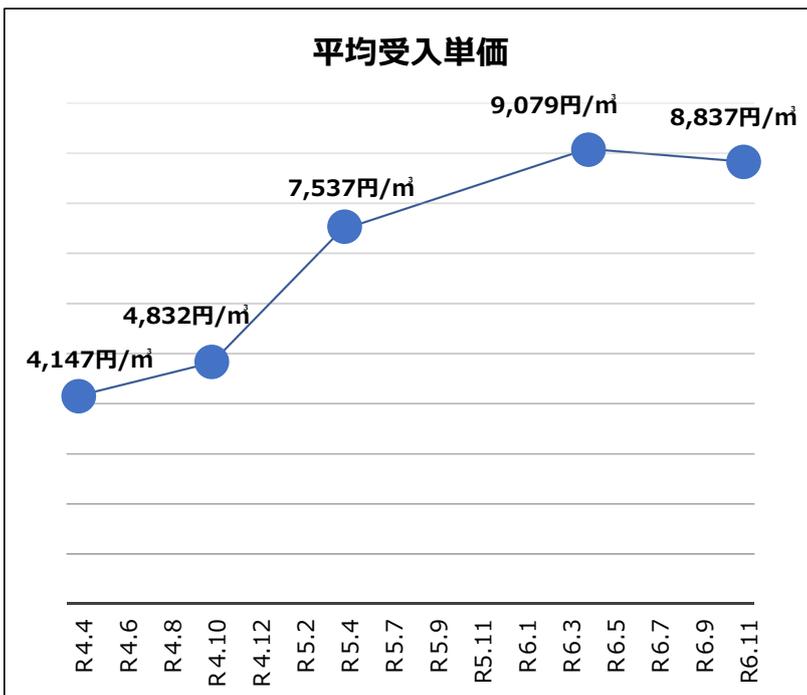
建設発生土の増加が様々な主体に影響



03

建設発生土処理施設の受入単価

県が把握している処理施設の受入単価は、令和4年4月に比べて平均で2倍以上となっている。



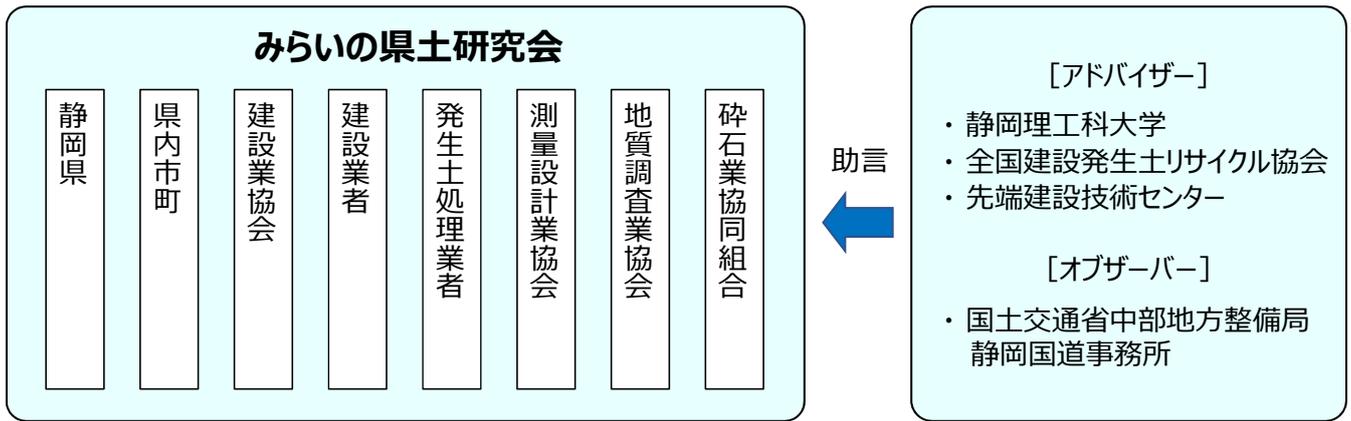
(受入単価はいずれも第3種)

発生土量の増加、受入単価の上昇により、建設発生土の市場は県工事だけで100~200億円規模に

04

▶ 未来の県土研究会

- 建設業全体で持続可能な建設発生土の処理の実現を目指し、産学官の関係者間で情報共有、意見交換を行い、連携強化を図る場として、「未来の県土研究会」を令和5年2月に設置した。



05

▶ 未来の県土研究会での検討

- 建設発生土の適正処理は官民で連携して取り組むべき課題であるとの認識の下、建設事業者、処理施設運営事業者、製造者等それぞれの立場から、実務を行う上での貴重な知見を共有している。

<p>第1回研究会 (R5.2.27)</p> <ul style="list-style-type: none"> 未来の県土研究会の設置趣意・設置要綱 建設発生土の処理に関する基本方針 (案) 	<p>[主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> 対策については、短期・中期・長期に分けて検討すべき。 建設残土の悪いイメージを払拭するため、県民市民に向けて取組や成果を広報すべき。
<p>第2回研究会 (R5.6.9)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設発生土の処理に関する基本方針の説明 土質改良プラント認証制度 (先端建設技術センター) 	<p>[主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> 社内で処理場もしくはストックヤードの検討をしており、マニュアル等があると助かる。 県内総論ではなく地域論で議論を進める必要がある。
<p>第3回研究会 (R5.10.30)</p> <ul style="list-style-type: none"> 静岡県盛土材料取扱基準の改定 ストックヤード登録制度の説明 (国土交通省) 静岡市の建設発生土処理地の公募 (静岡市) 	<p>[主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> 改良土が継続的に使用されるためには品質確保が重要。物理基準とともに環境基準も厳正化すべき。 ストックヤードについて、県が自らモデル事業を実施し、具体的な課題を明らかにしたことは評価できる。
<p>第4回研究会 (R6.3.19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ストックヤード整備計画の策定 建設発生土の再生と有効活用への取組 (静岡理工大) 	<p>[主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ストックヤードでは、利用先工事との調整が済んでいる土砂のみを受け入れる運用とすることが必須である。 ストックヤードの必要性を認識したので、市でも検討する。
<p>第5回研究会 (R6.9.24)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域部会の設置 建設発生土の最終処分場 (川根本町) 	<p>[主な意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県工事で建設発生土の利用を進めているため、改良土が売れない。改良土が売れなければ、建設発生土の受け入れを止めざるを得ない。資源を循環させることを考えてほしい。

06

建設発生土の処理に関する基本方針

- 建設業における環境負荷軽減と循環型社会の構築及び持続可能な社会資本の整備に寄与することを目的に、建設発生土の処理に関する県の基本的な考え方を示す「建設発生土の処理に関する基本方針」を策定。

建設発生土の処理に関する基本方針



- 建設発生土の搬入、搬出時期や土質条件、需給調整は、工程や事業費に大きく影響することを踏まえ、計画段階において十分な調整を行う。
- 工事の計画や設計に際して、まずは発生抑制や利活用促進を徹底し、やむを得ない場合にのみ最終処分することとする。
- 静岡県発注工事について、基本方針に基づく取組を進め、**令和9年度までに有効利用率80%を達成することを目標**とする。

7

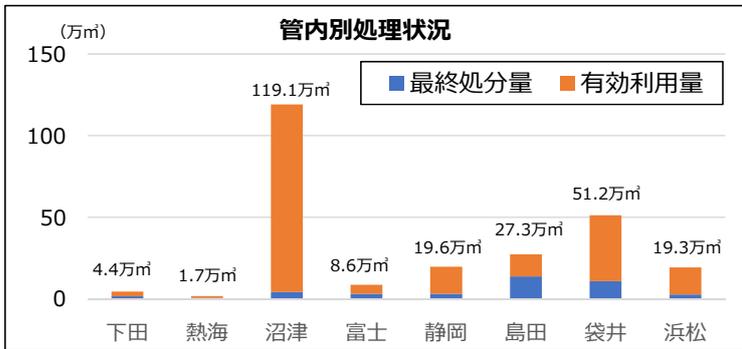
建設発生土の処理に関する基本方針

発生抑制(土を出さない)		取組 1 : 未来の県土研究会及び地域部会での情報共有
1 発生抑制工法の採用	掘削土量の低減が可能な工法の採用 発生抑制に資する新技術・新工法の積極的活用	
2 現場外への搬出抑制	切土・盛土の均衡	
3 現場内利用の促進	建設発生土の現場内利用の徹底	
利活用促進(土を無駄にしない)		取組 2 : 静岡県建設発生土マッチングシステムによる利用調整
1 指定利用の徹底	適正な搬出先等を契約事項として明示 適正な費用の計上	
2 他工事間での利活用拡大	他事業との情報共有 民間事業者への技術的支援	
3 スtockヤードの活用	官民連携によるStockヤードの整備・運営 大規模事業との連携	取組 3 : Stockヤードの整備
4 建設発生土の品質及び環境安全性確保	発生土利用基準に基づいた品質管理の徹底 環境基準の適合確認	取組 4 : 静岡県盛土材料取扱基準の拡充
5 土質改良土の利用拡大	土質改良土の品質基準・品質管理方法の見直し 土質改良プラント認証制度の活用	
	土質改良土の利用拡大に資する新技術・新工法の積極的活用	
適正処分(土を不適切に処分しない)		取組 5 : 建設発生土処理施設に関する情報の公表
1 建設発生土処理施設情報の公表	民間処分場、Stockヤード、土質改良プラントの把握・公開	
2 民間残土処理施設の整備促進	民間事業者による残土処理施設設置への技術的支援	
3 ICTの活用、DXの推進	ICTを活用した土砂運搬管理の適正化・効率化	

8

取組 1 : 未来の県土研究会及び地域部会での情報共有

➤ 研究会に地域部会を設置し、地域の実情に応じた適正処理に向けた検討を行う。

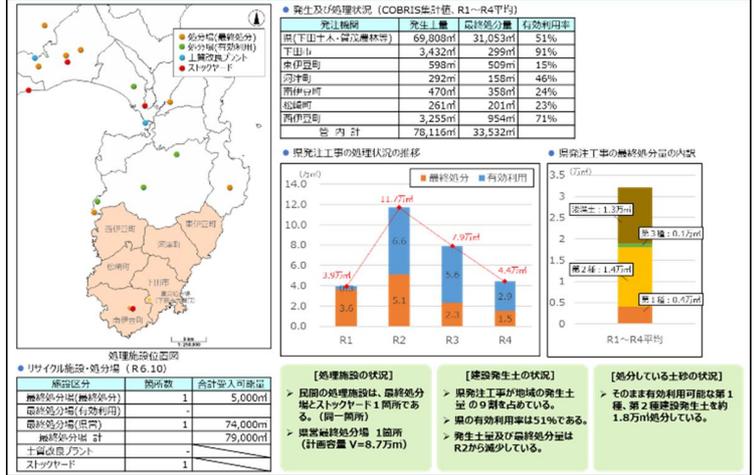


目指す姿

各地域の実情に応じた最適な建設発生土処理の実現

➤ 土木事務所管内ごとに情報をまとめ、関係者間で正しいデータを共有し、共通認識を構築しつつ検討を行う場を設置

下田土木管内の状況



取組 2 : 静岡県建設発生土マッチングシステムによる利用調整

建設発生土を必要とときに必要な場所へ

SSM 静岡県建設発生土マッチングシステム

Shizuoka Surplus Soil Matching System

「静岡県建設発生土マッチングシステム」は、静岡県における建設発生土の利活用を推進するため、『土砂がでる現場』と『土砂が欲しい現場』をマッチングするシステムです。

◆ システム登録状況

ユーザー登録数	約600件
工事登録件数	約150件
マッチング実績	23件



- STEP 1 サイトへアクセス
- STEP 2 アカウント作成
- STEP 3 ログイン
- STEP 4 工事情報の登録/閲覧
- STEP 5 相手側と連絡・調整
- STEP 6 マッチング成立
- STEP 7 工事間利用

<https://ssm-system.jp>

静岡県建設発生土 検索



取組 3 : 静岡県盛土材料取扱基準の拡充

- 土質改良土の利用拡大に向けて、静岡県盛土材料取扱基準を拡充し、道路工事以外でも利用できることを明確化した。

〈静岡県盛土材料取扱基準〉

- ・静岡県交通基盤部が発注する道路工事に盛土材料を使用する場合の利用基準
- ・基準では「材料の品質規定」「材料の使用承諾」「材料の検査」「品質管理」等を規定

改定内容

(1) 適用範囲

- ・道路工事のみであったものを、河川、海岸、砂防工事へ拡大

(2) 材料の品質規格

- ・「裏込め材・埋戻し材」を新たに設定
- ・路体材における変状土CBR 5の規定を削除
- ・流用土は路床材以外へ使用する場合、発生土利用基準（H18.国土交通省）に基づくことを記載

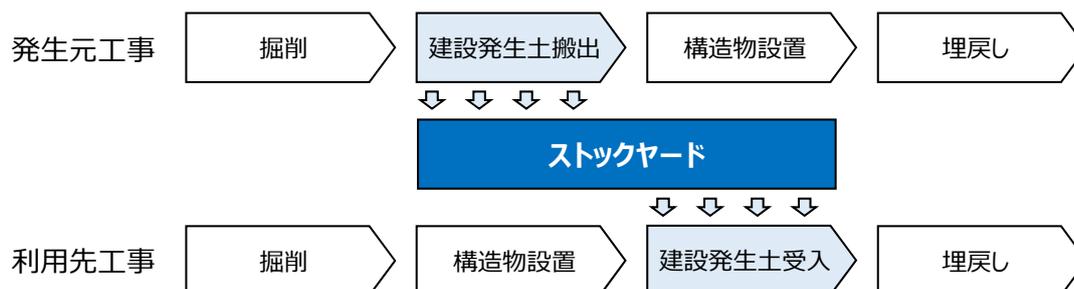
(3) 河川築堤盛土材として望ましい品質規格

- ・「河川築堤盛土材」として望ましい品質規格を新たに設定

11

取組 4 : スtockヤードの整備

- 建設発生土の工事間での利用に際して、時期や量を調整する機能を有するStockヤードの整備を県内に展開していく。



Stockヤードのコンセプト

- ◆ **受入土砂は、発生元工事と利用先工事間での調整がされている土砂とする。**
調整に際しては、静岡県建設発生土マッチングシステムを活用することが望ましい。
- ◆ コスト削減の観点から、常設に限定せず、必要な時期に必要な面積で発生元工事、利用先工事の位置を考慮した上で柔軟に設置を検討する。
また、**計画段階から官民で連携し、効率的な運営を行うことが望ましい。**

[官民連携による取組の例]

- ・簡易な土質改良を行う際の技術提案を公募し、Stockヤードの運営と合わせて改良を実施
- ・発注者と受注者が連携して、利用先工事と工程や求められる品質の調整を実施

12

取組 4 : ストックヤードの整備

- ストックヤードを整備する際の手引書として、モデル事業の結果を踏まえて「ストックヤード整備計画」を策定
- ストックヤード整備計画を活用し、産学官で構成するみらいの県土研究会での情報共有や意見交換を踏まえ、県内に展開

モデル事業



東部（沼津土木事務所管内）



中部（静岡土木事務所管内）



西部（浜松土木事務所管内）

- ・ストックヤードが搬入超過で機能不全に陥らないよう、静岡県建設発生土マッチングシステムを活用し、発生元工事と搬出先を調整した上でストック

ストックヤード整備計画

- ・ストックヤードを整備する際に必要となる基礎調査、施設の設計・整備、運営上のルールなどの考え方を体系的にとりまとめ
- ・県だけでなく民間事業者や市町がストックヤードの整備を行う際に利用することも想定

ストックヤードの整備を県内に展開

13

取組 5 : 建設発生土処理施設に関する情報の公表

- 建設発生土の適正な処理、公平性・透明性の確保、県民への情報公開等の観点から、受入単価、施設の位置等建設発生土の処理施設に関する情報を公表している。
- 公表に際しては、土質改良プラント、ストックヤード、処分場（有効利用）、処分場（最終）と分類している。
- また、不適切な施設への搬出を防ぐため、処理施設に設置に際して取得している許可状況を確認し、公表している。

静岡県 建設発生土処理施設一覧

管内別処理施設箇所数

	土質改良プラント ストックヤード	処分場 (有効利用)	処分場 (最終)
下田	1箇所	1箇所	-
熱海	-	-	-
沼津	2箇所	5箇所	2箇所
富士	2箇所	2箇所	4箇所
静岡	35箇所	1箇所	2箇所
島田	3箇所	2箇所	3箇所
袋井	1箇所	5箇所	1箇所
浜松	3箇所	2箇所	-

確認している法令・規則等名

静岡県盛土等の規制に関する条例
静岡県土採取等規制条例
宅地造成等規制法
森林法第10条に係る林地開発
静岡県砂防指定地管理条例
土壤汚染対策法
砂利採取法
農地法第5条に係る一時転用
採石法
市町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
市町土地利用事業の適正化に関する指導要綱

14

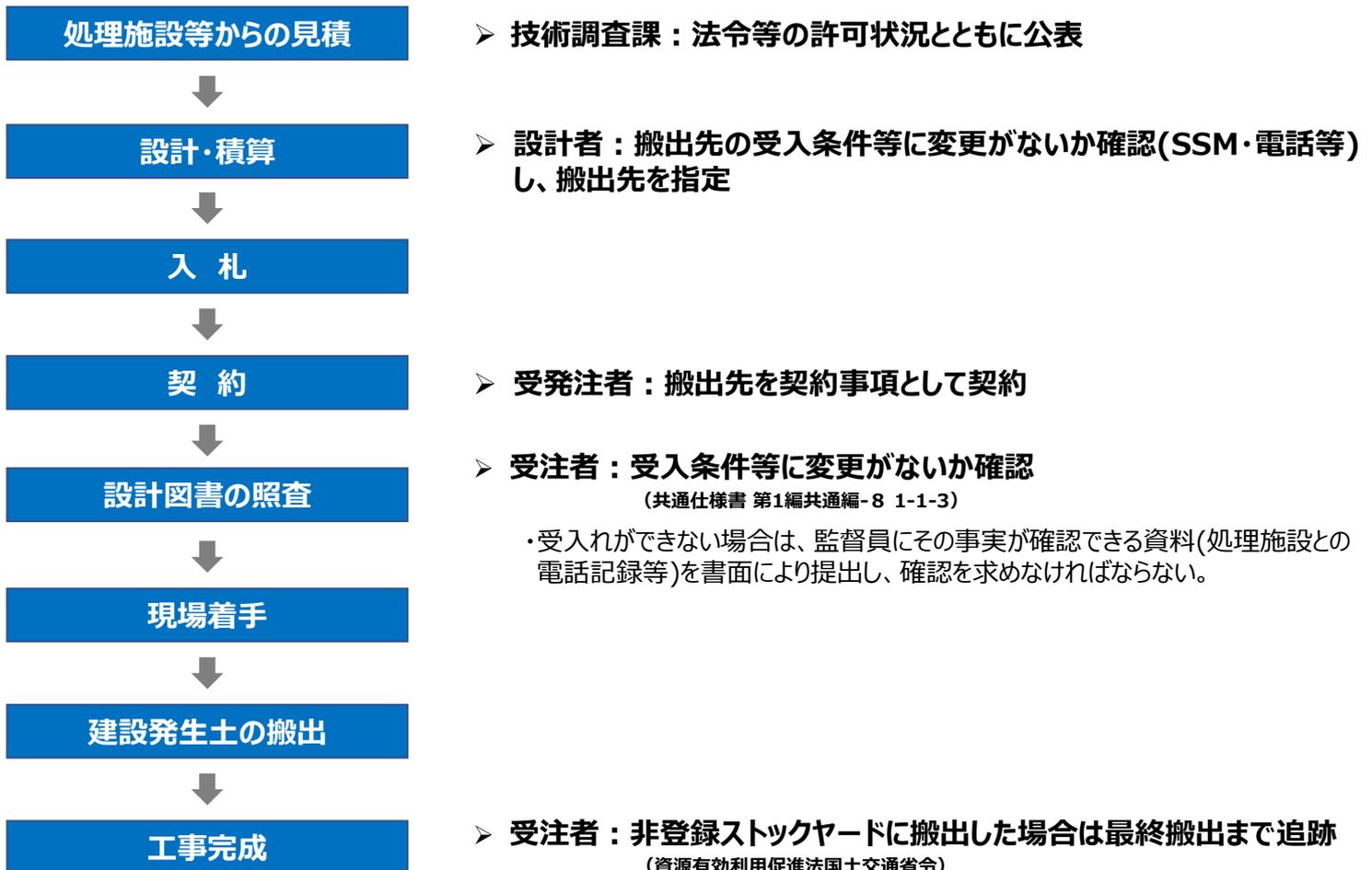
建設発生土の適正処理に向けて

令和6年12月

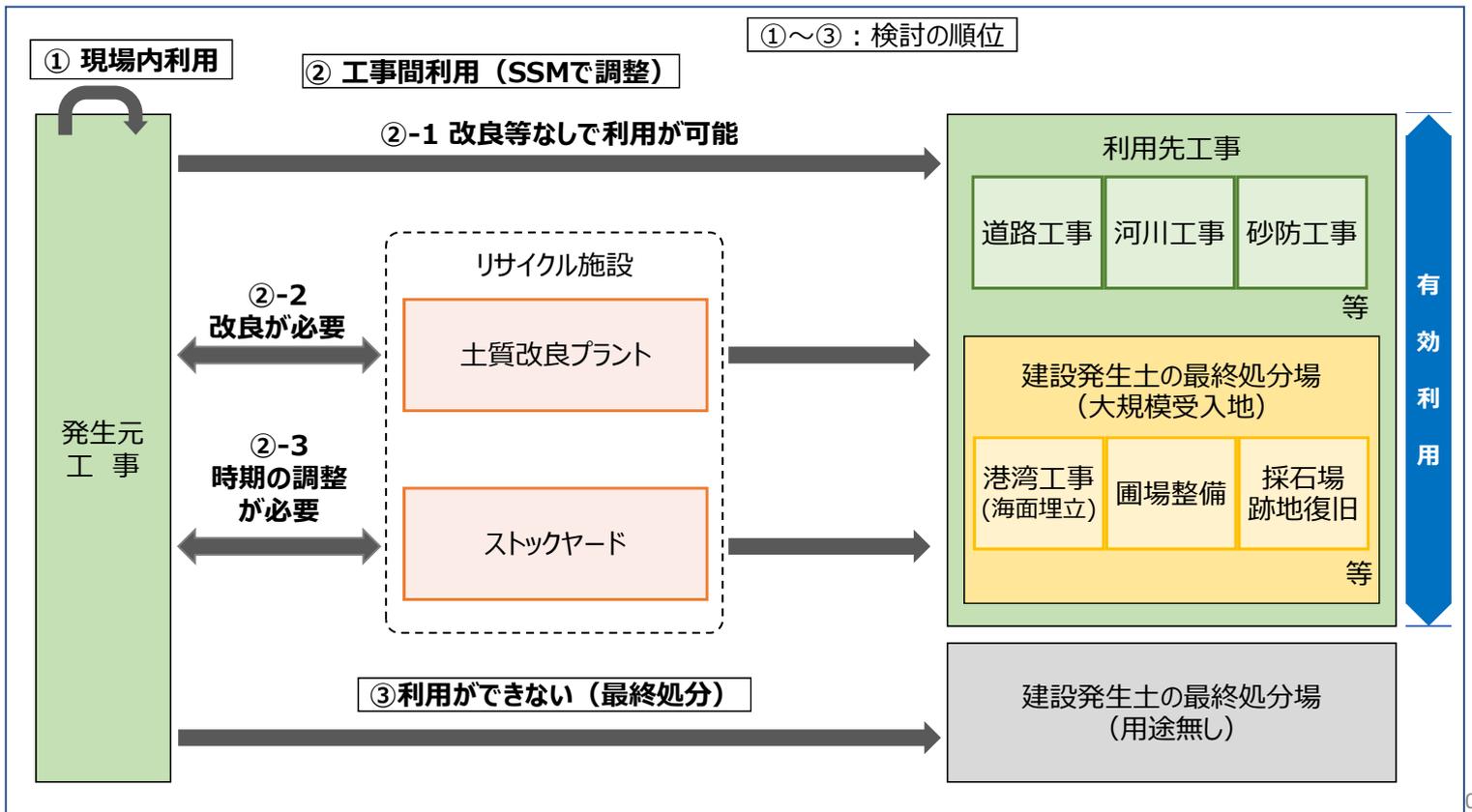
静岡県交通基盤部建設経済局技術調査課

1

建設発生土の処理の流れ



適切な搬出先の指定



03

土質改良プラント

▶ 軟弱土や高含水比の土等そのままでは利用できない発生土の土質を改良し、改良土として出荷する施設

改良土製造フロー



04

▶ ストックヤード



民営ストックヤード



県設置ストックヤード（御殿場市板妻）

令和5年度モデル事業

- ・ストックヤード整備の手引書の作成に際し、運営に際しての課題等を明らかにするため、モデル事業を実施した。
- ・モデル事業の実施に際し、以下についてもストックヤードで行うことが可能か検証した。

- 運営に伴う騒音・粉塵等の環境対策
- 不良土と良質土との混合土の仮設道路資材利用
- 河川浚渫土の改良による海岸工事への利用



モデル事業実施箇所（静岡市清水区横砂）

05

▶ ③ 大規模受入地・最終処分場



大規模受入地（海面埋立て(清水港)）



大規模受入地（圃場整備(御殿場市)）



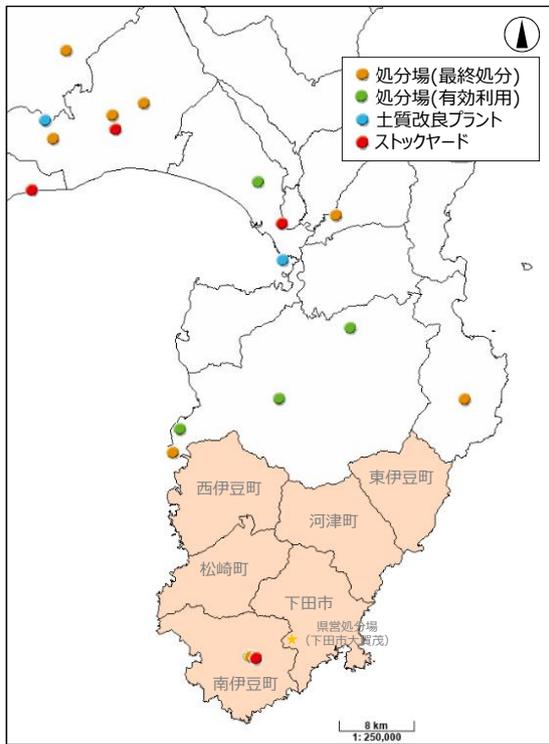
大規模受入地（農地造成(掛川市)）



建設発生土の最終処分場（富士市）

06

下田土木管内の状況



処理施設位置図

● リサイクル施設・処分場 (R6.10)

施設区分	箇所数	合計受入可能量
最終処分場(最終処分)	1	5,000m ³
最終処分場(有効利用)	-	-
最終処分場(県営)	1	74,000m ³
最終処分場 計		79,000m ³
土質改良プラント	-	-
ストックヤード	1	-

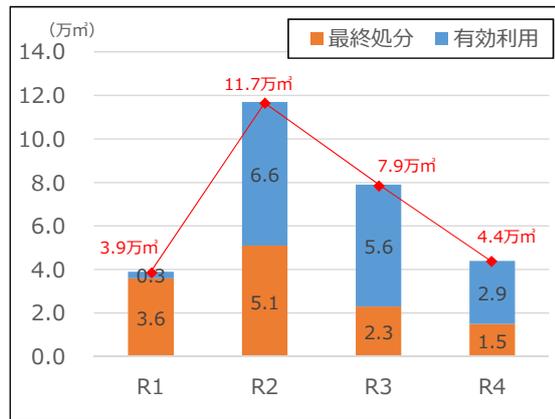
● 発生及び処理状況 (COBRIS集計値、R1～R4平均)

発注機関	発生土量	最終処分量	有効利用率
県	69,800m ³	31,000m ³	51%
下田土木等	64,200m ³	29,200m ³	50%
賀茂農林	5,600m ³	1,800m ³	65%
下田市	3,400m ³	300m ³	91%
東伊豆町	600m ³	500m ³	15%
河津町	300m ³	200m ³	46%
南伊豆町	500m ³	400m ³	24%
松崎町	300m ³	200m ³	23%
西伊豆町	3,300m ³	1,000m ³	71%
管内計	78,200m ³	33,600m ³	

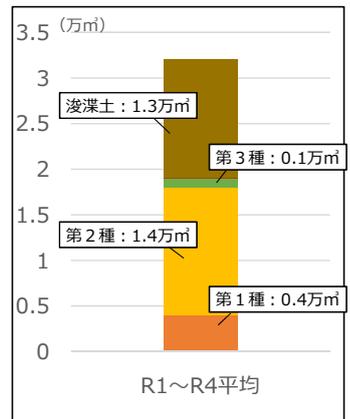
● 新材利用量 (COBRIS集計値、R1～R4平均)

発注機関	土砂	砕石	新材 計
県	2,600m ³	8,500m ³	11,100m ³
下田土木	2,400m ³	7,900m ³	10,300m ³
賀茂農林	200m ³	600m ³	800m ³
下田市	200m ³	500m ³	700m ³
東伊豆町	0m ³	400m ³	400m ³
河津町	0m ³	100m ³	100m ³
南伊豆町	0m ³	100m ³	100m ³
松崎町	0m ³	100m ³	100m ³
西伊豆町	200m ³	300m ³	500m ³
管内計	3,000m ³	10,000m ³	13,000m ³

● 県発注工事の処理状況の推移



● 県発注工事の最終処分量の内訳



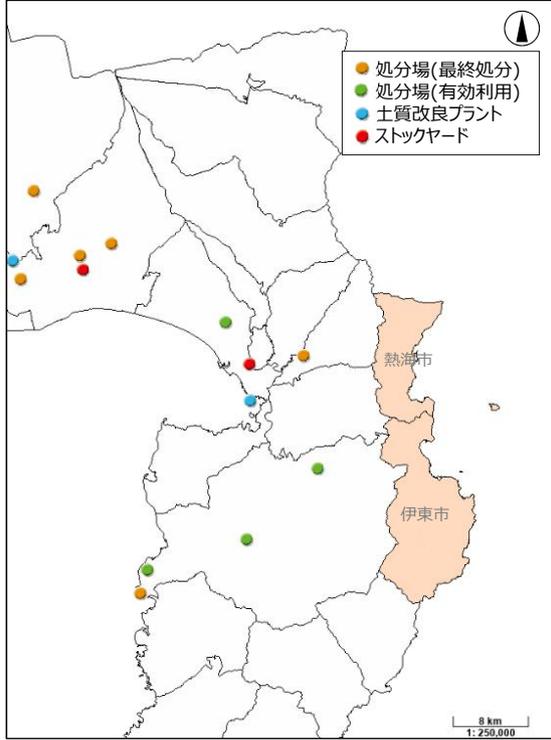
下田土木管内の意見

第5回みらいの県土研究会の中での意見

建設業者

- ・ 港湾の浚渫土は、自然由来のフッ素、ホウ素が基準値より高かったため、陸上処理できず、海洋投入した。**海洋投入を行うための許可申請を円滑に進められるようお願いする。**
- ・ 国の事業からの発生土を受け入れている処分場の跡地をストックヤードとして利用できないか検討している。

熱海土木管内の状況



処理施設位置図

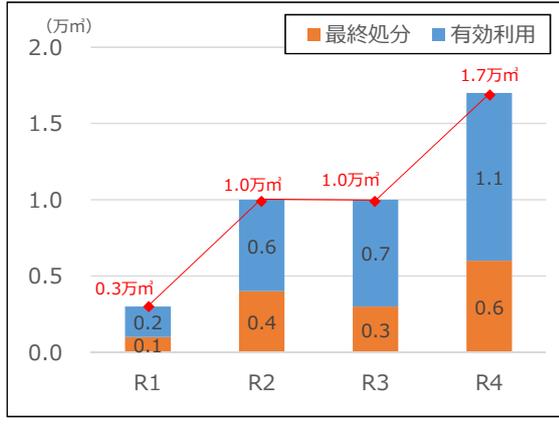
● 県で把握している民営リサイクル施設・処分場 (R6.10)

施設区分	箇所数	合計受入可能量
処分場(最終処分)		
処分場(有効利用)	なし	
土質改良プラント		
ストックヤード		

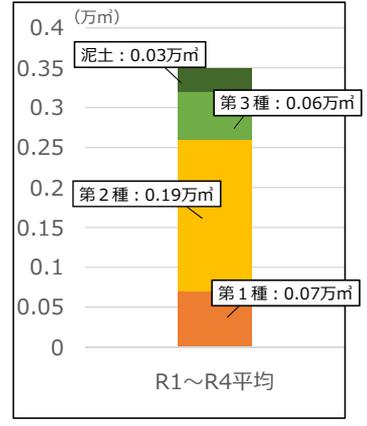
● 発生及び処理状況 (COBRIS集計値、R1~R4平均) ● 新材利用量 (COBRIS集計値、R1~R4平均)

発注機関	発生土量	最終処分量	有効利用率	発注機関	土砂	砕石	新材計
県	10,300㎡	3,500㎡	65%	県	1,800㎡	3,500㎡	5,300㎡
熱海土木	7,400㎡	2,700㎡	64%	熱海土木	1,800㎡	3,500㎡	5,300㎡
東部農林等	2,900㎡	800㎡	67%	東部農林	(沼津土木管内で計上)		
熱海市	3,800㎡	100㎡	96%	熱海市	0㎡	1,300㎡	1,300㎡
伊東市	3,100㎡	600㎡	80%	伊東市	0㎡	2,900㎡	2,900㎡
管内計	17,200㎡	4,200㎡		管内計	1,800㎡	7,700㎡	9,500㎡

● 県発注工事の処理状況の推移



● 県発注工事の最終処分量の内訳



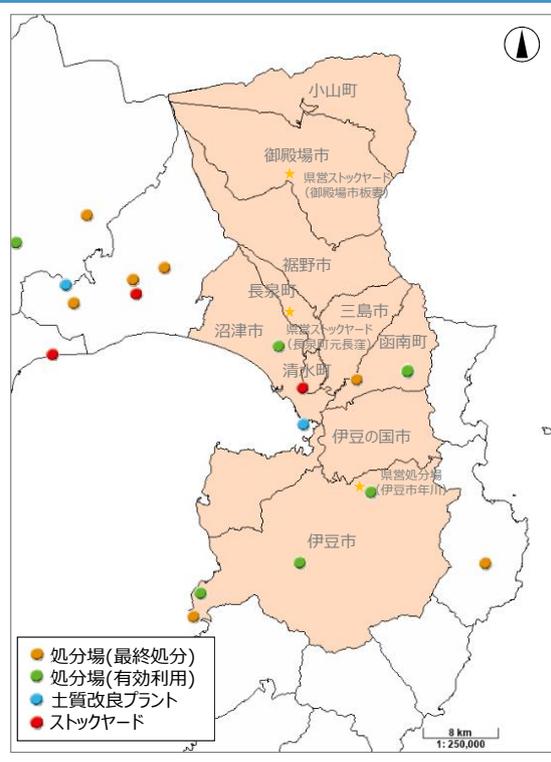
熱海土木管内の意見

第5回みらいの県土研究会の中での意見

熱海土木事務所

- ・ 建設発生土の処理に苦慮している。
- ・ 地域外の函南町や神奈川県真鶴町の処理施設へ搬出している。
- ・ スtockヤードの設置について検討しているが、適地がない。

沼津土木管内の状況



処理施設位置図

● 県で把握している民営リサイクル施設・処分場 (R 6.10)

施設区分	箇所数	合計受入可能量
処分場(最終処分)	2	50,800m ³
処分場(有効利用)	5	138,000m ³
最終処分場 計		188,800m ³
土質改良プラント	1	
ストックヤード	1	

● 発生及び処理状況 (COBRIS集計値、R1～R4平均)

発注機関	発生土量	最終処分量	有効利用率
県	519,900m ³	51,500m ³	82%
沼津土木等	161,400m ³	41,700m ³	73%
東部農林	358,500m ³	9,800m ³	90%
沼津市	39,400m ³	8,200m ³	79%
三島市	20,300m ³	7,400m ³	64%
御殿場市	48,600m ³	3,700m ³	93%
裾野市	8,200m ³	2,100m ³	74%
伊豆市	9,200m ³	1,000m ³	89%
伊豆の国市	8,400m ³	4,700m ³	44%
函南町	3,500m ³	2,700m ³	24%
清水町	6,000m ³	2,500m ³	58%
長泉町	12,500m ³	2,900m ³	77%
小山町	13,900m ³	3,200m ³	77%
管内計	689,900m ³	89,900m ³	

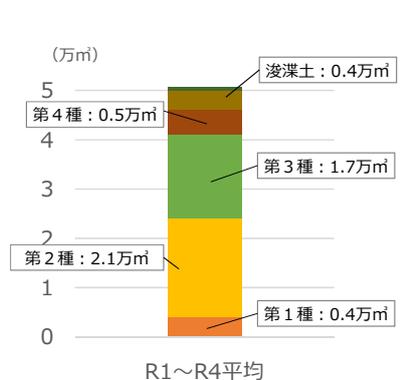
● 新材利用量 (COBRIS集計値、R1～R4平均)

発注機関	土砂	砕石	新材計
県	24,900m ³	22,500m ³	47,400m ³
沼津土木	23,700m ³	15,000m ³	38,700m ³
東部農林	1,200m ³	7,500m ³	8,700m ³
沼津市	1,900m ³	1,800m ³	3,700m ³
三島市	900m ³	4,600m ³	5,500m ³
御殿場市	100m ³	4,000m ³	4,100m ³
裾野市	0m ³	1,300m ³	1,300m ³
伊豆市	900m ³	1,800m ³	2,700m ³
伊豆の国市	1,100m ³	1,600m ³	2,700m ³
函南町	100m ³	900m ³	1,000m ³
清水町	200m ³	1,400m ³	1,600m ³
長泉町	0m ³	600m ³	600m ³
小山町	0m ³	3,100m ³	3,100m ³
管内計	30,100m ³	43,600m ³	73,700m ³

● 県発注工事の処理状況の推移



● 県発注工事の最終処分量の内訳



沼津土木管内の意見

第5回みらいの県土研究会の中での意見

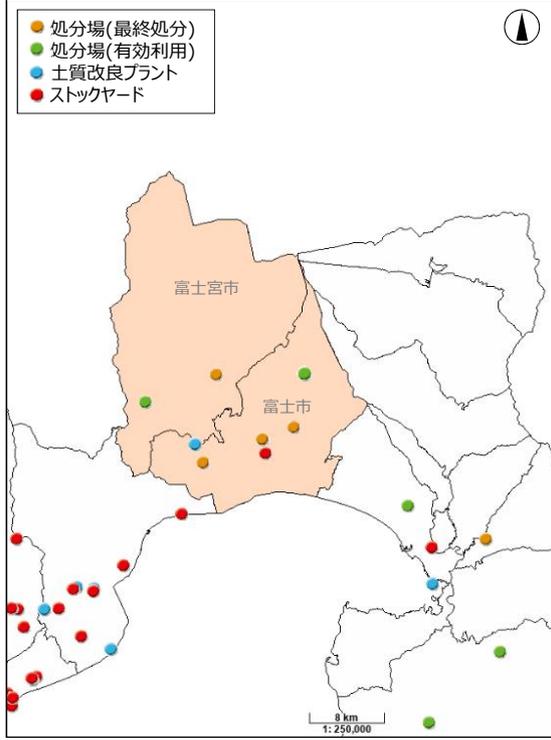
リサイクル施設運営事業者

・今年度は建設発生土を15,000m³受け入れた。そのうち、**10%をリサイクルして県工事へ出荷したが、残りはやむを得ず最終処分した。**

沼津土木事務所

・**有効利用率は高いものの、まだ活用しきれしていない土砂がかなり多い。**
 ・ストックヤードや最終処分場の整備を検討していく必要があると認識している。

富士土木管内の状況



処理施設位置図

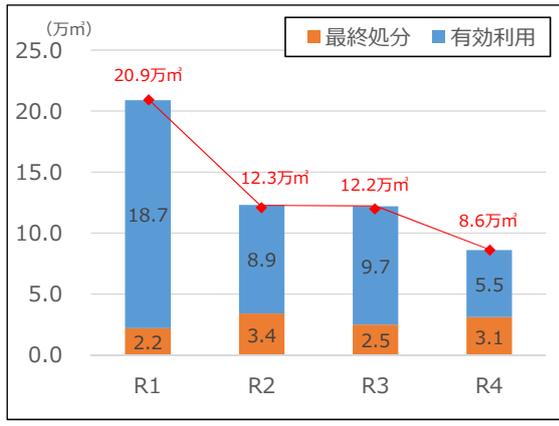
● 県で把握している民営リサイクル施設・処分場 (R6.10)

施設区分	箇所数	合計受入可能量
処分場(最終処分)	4	182,000m ³
処分場(有効利用)	2	23,500m ³
最終処分場 計		205,500m ³
土質改良プラント	1	
ストックヤード	1	

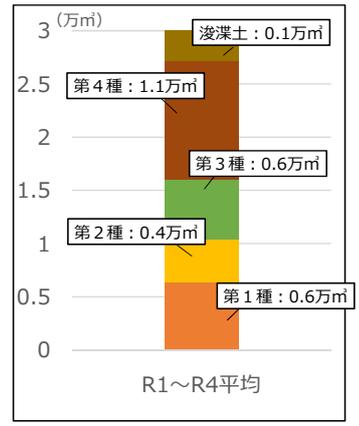
● 発生及び処理状況 (COBRIS集計値、R1~R4平均) ● 新材利用量 (COBRIS集計値、R1~R4平均)

発注機関	発生土量	最終処分量	有効利用率	発注機関	土砂	砕石	新材 計
県	134,900m ³	28,100m ³	76%	県	1,300m ³	7,600m ³	8,900m ³
富士土木等	89,600m ³	26,700m ³	61%	富士土木	1,300m ³	6,600m ³	7,900m ³
田子の浦港	43,200m ³	800m ³	99%	田子の浦港	0m ³	100m ³	100m ³
富士農林	2,100m ³	600m ³	68%	富士農林	0m ³	900m ³	900m ³
富士宮市	8,200m ³	3,700m ³	55%	富士宮市	100m ³	1,400m ³	1,500m ³
富士市	62,900m ³	13,300m ³	79%	富士市	3,700m ³	9,700m ³	13,400m ³
管内 計	206,000m ³	45,100m ³		管内 計	5,100m ³	18,700m ³	23,800m ³

● 県発注工事の処理状況の推移



● 県発注工事の最終処分量の内訳



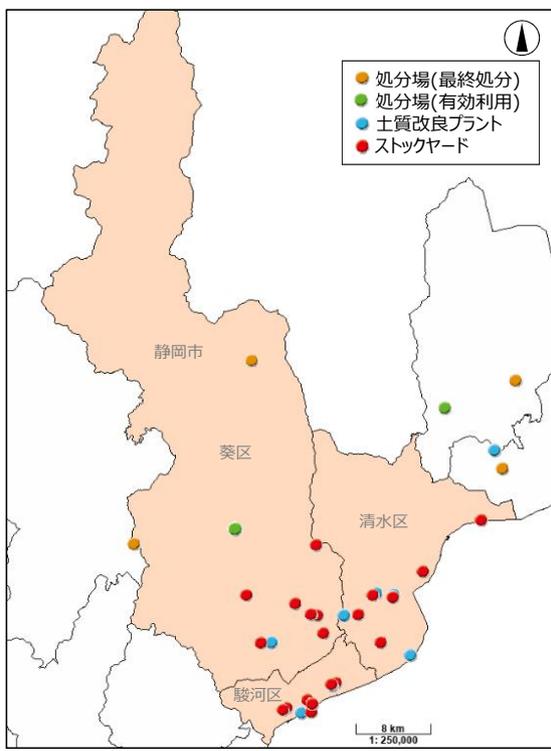
富士土木管内の意見

第5回みらいの県土研究会の中での意見

富士土木事務所

- ・ 年によって有効利用率にバラつきがあるので、安定して有効利用ができるようもう少し努力が必要である。
- ・ **国が行っている養浜事業への利用を検討している。**

静岡土木管内の状況



処理施設位置図

● 県で把握している民営リサイクル施設・処分場（R6.10）

施設区分	箇所数	合計受入可能量
処分場(最終処分)	2	19,000m ³
処分場(有効利用)	1	2,838m ³
最終処分場 計		21,838m ³
土質改良プラント	8	
ストックヤード	29	

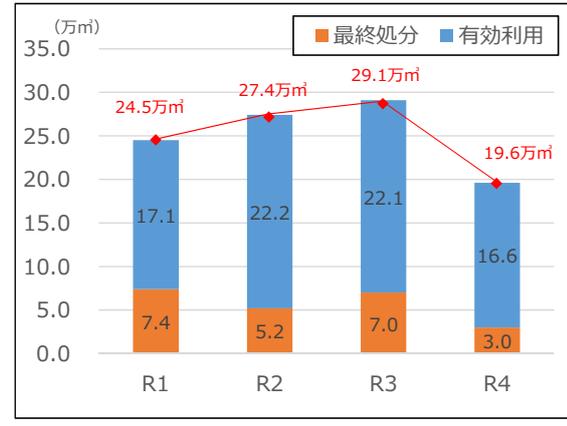
● 発生及び処理状況（COBRIS集計値、R1～R4平均） ● 新材利用量（COBRIS集計値、R1～R4平均）

発注機関	発生土量	最終処分量	有効利用率
県	251,800m ³	56,700m ³	78%
静岡土木等	214,600m ³	44,000m ³	80%
清水港	10,200m ³	7,400m ³	29%
中部農林	27,000m ³	5,300m ³	84%
静岡市	304,600m ³	30,000m ³	90%
管内計	556,400m ³	86,700m ³	

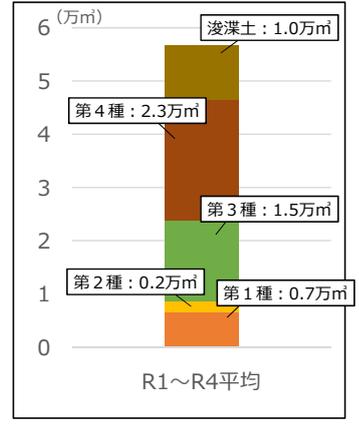
発注機関	土砂	砕石	新材計
県	27,700m ³	21,500m ³	49,200m ³
静岡土木	23,000m ³	2,300m ³	25,300m ³
清水港	2,800m ³	18,100m ³	20,900m ³
中部農林	1,900m ³	1,100m ³	3,000m ³
静岡市	(県で把握していないため)		未記入)
管内計	27,700m ³	21,500m ³	49,200m ³

※静岡市は令和5年度中部地方建設副産物対策連絡協議会(第2回)資料より

● 県発注工事の処理状況の推移



● 県発注工事の最終処分量の内訳



静岡土木管内の意見

第5回みらいの県土研究会の中での意見

リサイクル施設運営事業者

- ・ 地域内の最終処分場は自社関連の発生土を受け入れており、一般の受入量は少ない。
- ・ スtockヤードや土質改良プラントは受け入れても最終処分している土量が多い。**受入費用が高いのは最終処分場の不足や処分場までの運賃が高いからである。**

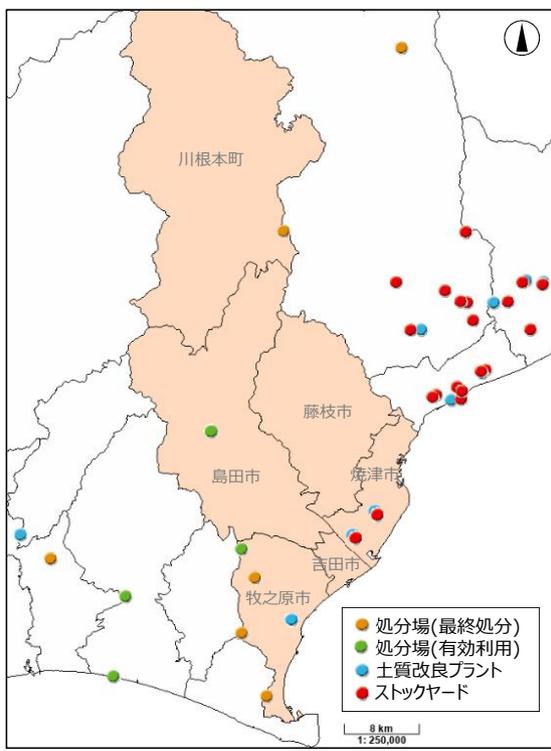
リサイクル施設運営事業者

- ・ **S S Mを活用し、第3種、第4種を改良し4月からこれまでに2万m³出荷した。**
- ・ 災害に備え、事前にストックヤードを整備しておいた方がよいのではないかと。

静岡土木事務所

- ・ 建設発生土の処理に大変苦慮している。
- ・ 安倍川の浚渫土は清水海岸の養浜に利用している。
- ・ S S Mを活用し、掛川の防潮堤工事への利用を調整している。

島田土木管内の状況



処理施設位置図

● 県で把握している民営リサイクル施設・処分場 (R6.10)

施設区分	箇所数	合計受入可能量
処分場(最終処分)	3	153,000m ³
処分場(有効利用)	2	1110,000m ³
最終処分場 計		1,263,000m ³
土質改良プラント	3	
ストックヤード	2	

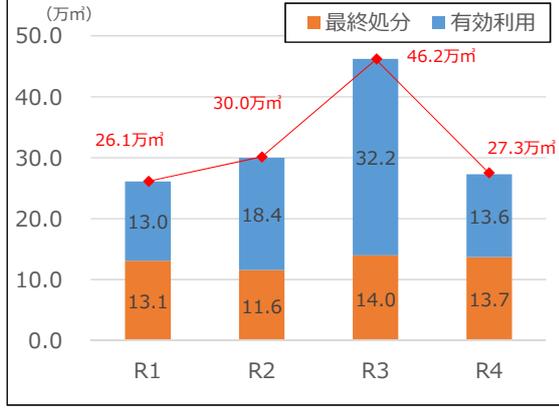
● 発生及び処理状況 (COBRIS集計値、R1~R4平均)

発注機関	発生土量	最終処分量	有効利用率
県	324,300m ³	131,100m ³	58%
島田土木等	293,300m ³	119,000m ³	58%
焼津漁港	7,300m ³	5,600m ³	38%
御前崎港	(袋井土木管内で計上)		
志太榛原農林	23,700m ³	6,500m ³	70%
島田市	24,300m ³	8,900m ³	63%
焼津市	10,100m ³	500m ³	95%
藤枝市	39,000m ³	20,000m ³	49%
牧之原市	34,700m ³	4,900m ³	86%
吉田町	14,000m ³	3,200m ³	77%
川根本町	2,600m ³	900m ³	67%
管内計	449,000m ³	169,500m ³	

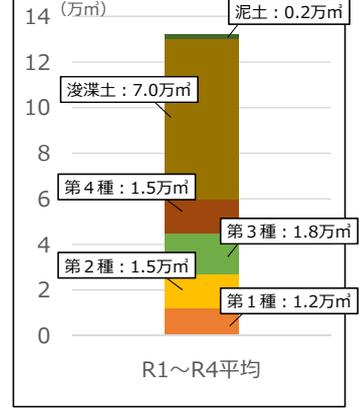
● 新材利用量 (COBRIS集計値、R1~R4平均)

発注機関	土砂	砕石	新材計
県	10,200m ³	15,900m ³	26,100m ³
島田土木	4,900m ³	7,100m ³	12,000m ³
焼津漁港	0m ³	7,400m ³	7,400m ³
御前崎港	(袋井土木管内で計上)		
志太榛原農林	5,300m ³	1,400m ³	6,700m ³
島田市	6,300m ³	4,200m ³	10,500m ³
焼津市	1,100m ³	2,300m ³	3,400m ³
藤枝市	3,500m ³	6,900m ³	10,400m ³
牧之原市	300m ³	1,800m ³	2,100m ³
吉田町	100m ³	500m ³	600m ³
川根本町	0m ³	300m ³	300m ³
管内計	21,500m ³	31,900m ³	53,400m ³

● 県発注工事の処理状況の推移



● 県発注工事の最終処分量の内訳



島田土木管内の意見

第5回みらいの県土研究会の中での意見

リサイクル施設運営事業者

- ・ 受け入れている土量の約7割は静岡市からの土砂である。
- ・ 今年度は約3万m³改良して出荷し、有効利用できたが、処理出来なかった分は、最終処分した。

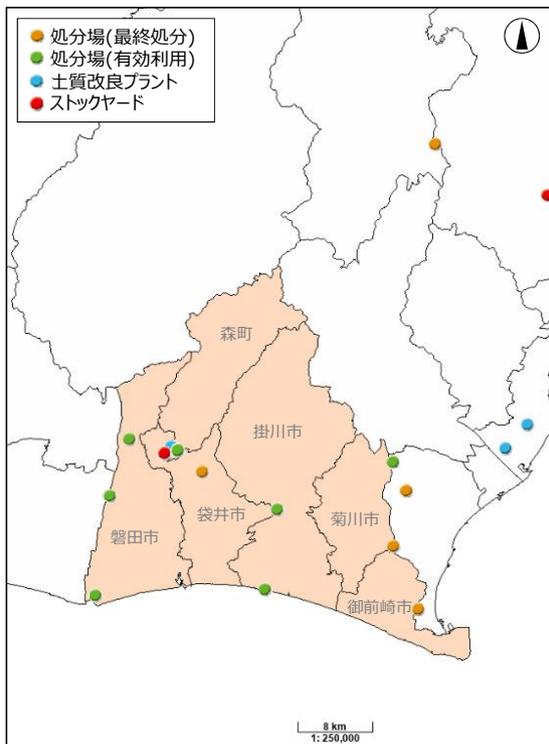
リサイクル施設運営事業者

- ・ 受入れ土量に対し、再利用している土量がわずかなので、最終処分場とセットでストックヤード、土質改良プラントを運営することが望ましい。

島田土木事務所

- ・ 浚渫土は、土質が悪く、最終処分している。
- ・ 道路設計では切盛のバランスを考慮し、発生を抑制している。
- ・ 島田市内の工事からの発生土を牧之原市内の工事で盛土材として有効利用している。

袋井土木管内の状況



処理施設位置図

● 県で把握している民営リサイクル施設・処分場（R6.10）

施設区分	箇所数	合計受入可能量
処分場(最終処分)	1	90,000m ³
処分場(有効利用)	5	103,000m ³
最終処分場 計		193,000m ³
土質改良プラント	1	
ストックヤード	1	

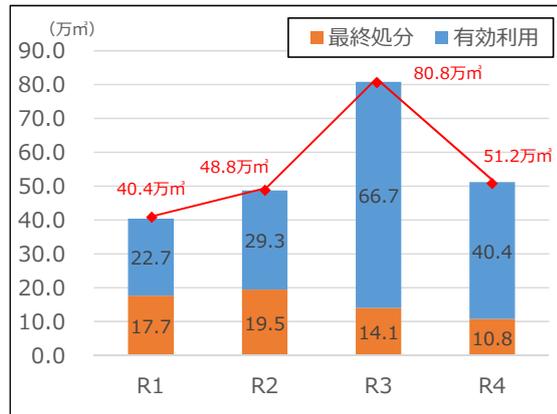
● 発生及び処理状況（COBRIS集計値、R1～R4平均）

発注機関	発生土量	最終処分量	有効利用率
県	553,200m ³	155,300m ³	69%
袋井土木等	418,900m ³	133,800m ³	67%
御前崎港	22,200m ³	1,600m ³	94%
中遠農林	112,100m ³	19,900m ³	73%
磐田市	48,600m ³	8,400m ³	83%
掛川市	80,000m ³	21,800m ³	73%
袋井市	28,800m ³	18,900m ³	34%
御前崎市	11,300m ³	4,400m ³	62%
菊川市	14,100m ³	8,600m ³	39%
森町	11,200m ³	2,700m ³	76%
管内計	747,200m ³	220,100m ³	

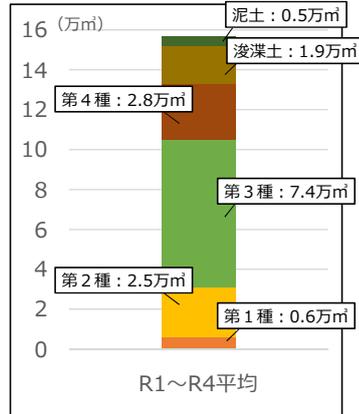
● 新材利用量（COBRIS集計値、R1～R4平均）

発注機関	土砂	砕石	新材計
県	181,000m ³	13,800m ³	194,800m ³
袋井土木	19,700m ³	6,300m ³	26,000m ³
御前崎港	600m ³	800m ³	1,400m ³
中遠農林	160,700m ³	6,700m ³	167,400m ³
磐田市	56,600m ³	7,800m ³	64,400m ³
掛川市	65,800m ³	6,500m ³	72,300m ³
袋井市	38,400m ³	3,900m ³	42,300m ³
御前崎市	500m ³	800m ³	1,300m ³
菊川市	1,100m ³	1,900m ³	3,000m ³
森町	300m ³	1,400m ³	1,700m ³
管内計	343,700m ³	36,100m ³	379,800m ³

● 県発注工事の処理状況の推移



● 県発注工事の最終処分量の内訳



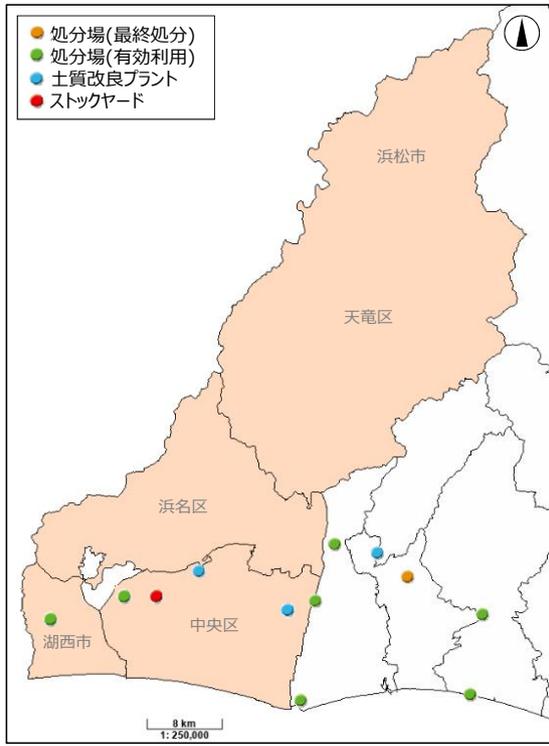
袋井土木管内の意見

第5回みらいの県土研究会の中での意見

袋井土木事務所

- 現在、防潮堤の工事へ発生土を利用しているが、終盤を迎えつつあり、今後の有効利用について検討する必要がある。
- 浜松土木管内の工事からの土砂が搬入されている実態もあるので、地域部会で意見交換を行いたい。

浜松土木管内の状況



処理施設位置図

● 県で把握している民営リサイクル施設・処分場（R6.10）

施設区分	箇所数	合計受入可能量
処分場(最終処分)	-	
処分場(有効利用)	2	48,000m ³
最終処分場 計		48,000m ³
土質改良プラント	2	
ストックヤード	1	

● 発生及び処理状況（COBRIS集計値、R1～R4平均）

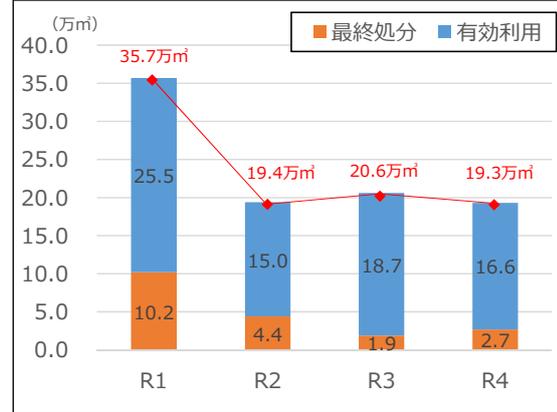
発注機関	発生土量	最終処分量	有効利用率
県	237,600m ³	47,800m ³	81%
浜松土木等	207,100m ³	33,900m ³	85%
西部農林	30,500m ³	13,900m ³	56%
浜松市	219,400m ³	34,100m ³	84%
湖西市	41,000m ³	4,100m ³	90%
管内計	498,000m ³	86,000m ³	

● 新材利用量（COBRIS集計値、R1～R4平均）

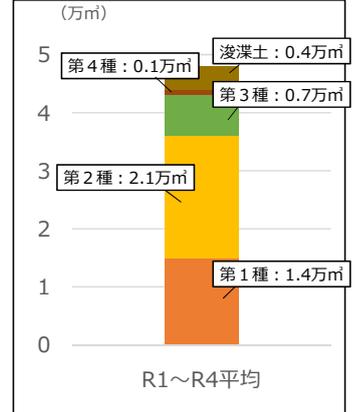
発注機関	土砂	砕石	新材 計
県	58,500m ³	9,000m ³	67,500m ³
浜松土木	56,500m ³	5,400m ³	61,900m ³
西部農林	2,000m ³	3,600m ³	5,600m ³
浜松市	(県で把握していないため未記入)		
湖西市	4,400m ³	1,700m ³	6,100m ³
管内計	62,900m ³	10,700m ³	73,600m ³

※浜松市は令和5年度中部地方建設副産物対策連絡協議会(第2回)資料より

● 県発注工事の処理状況の推移



● 県発注工事の最終処分量の内訳



浜松土木管内の意見

第5回みらいの県土研究会の中での意見

建設業者

- ・ 浜松市の工事では市の外郭団体が運営する処分場へ搬出し、県工事では防潮堤の工事へ発生土を利用している。
- ・ **なるべく場外に搬出する土砂がでないような設計に変わってきていると感じる。**

建設業者

- ・ なるべく場外に発生土を搬出しないように、現場での再利用に努めている。
- ・ 管内には処分場が少なく、受入条件も非常に厳しい。
- ・ 防潮堤工事が完了し、現状の有効利用率は下降している。（統計資料と合っていない）
- ・ **浜松地域ではストックヤードの需要が高いと考える。**

浜松土木事務所

- ・ 浚渫土は養浜材や築堤材として有効活用に努めている。
- ・ 管内は河川や砂防事業が多いため、第4種相当の発生土が多く(統計資料と合っていない)、管内の処分場は受入ができないため、袋井土木管内に搬出している。